

令和 8 年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

指導及び監査等について

大仙市健康福祉部社会福祉課

指導及び監査について

■集団指導

目的	○関係法令・制度の趣旨・目的の周知及び理解の促進 ○報酬の算定要件等の周知による過誤・不正請求の防止 など
対象	指定を受けている全事業者 ※県から指定を受けている事業所（施設入所支援、障害児通所支援）については県の指導対象

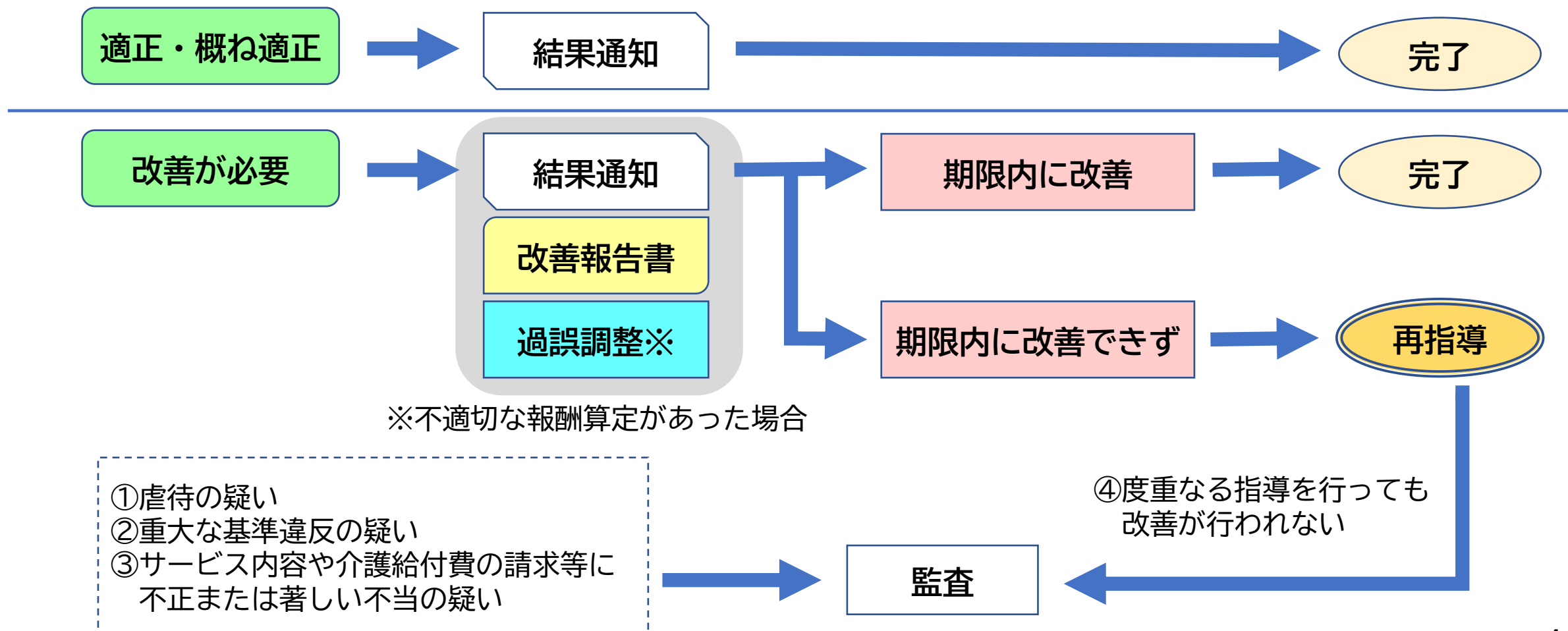
指導及び監査について

■運営指導

目的	事業所の所在地等において、関係書類の閲覧と聞き取りを行うことにより、「サービスの質の確保と向上」、「利用者の尊厳の保持や人権擁護」及び「適正な介護報酬等の請求等」が図られるようにする。
対象	○一般指導 全ての指定事業者の中から計画的に実施（原則３年に１回） ○随時指導 ・苦情、通報等があったもの ・市町村から情報提供のあったもの ・過去の指導事項について改善が不十分であり、再度の運営指導により改善が見込まれるもの

指導及び監査について

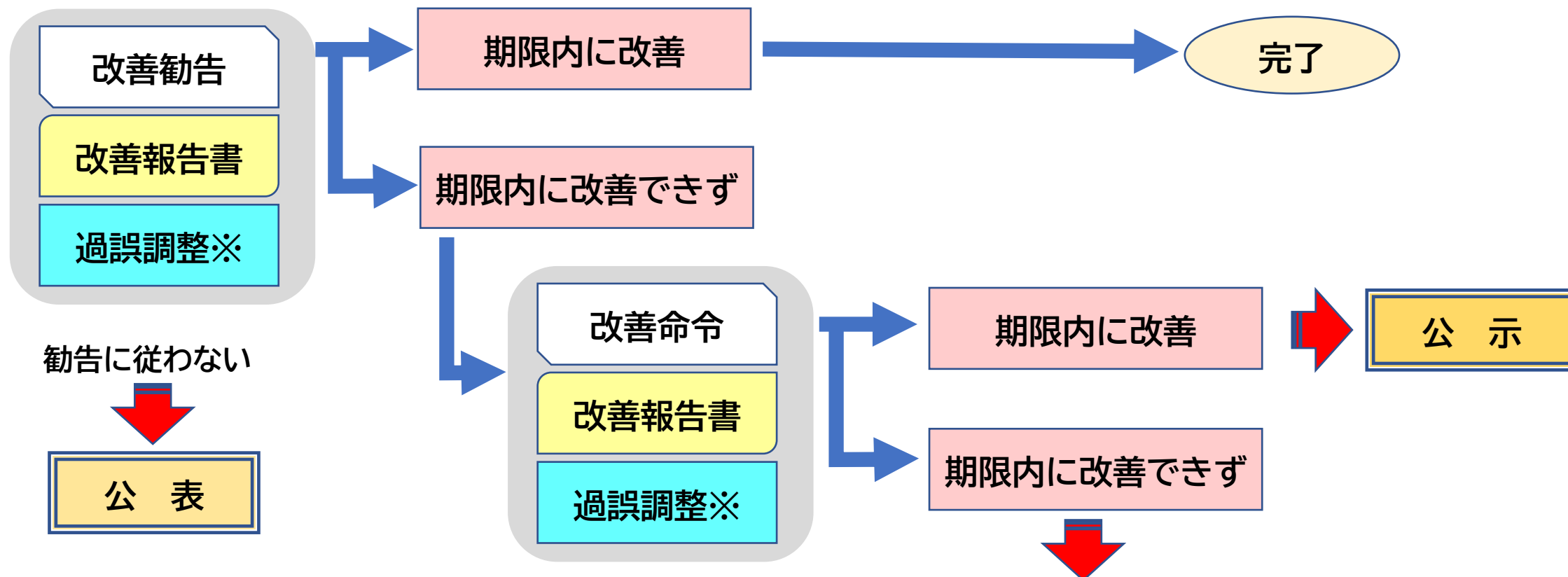
■運営指導実施後の流れ



指導及び監査について

■監査

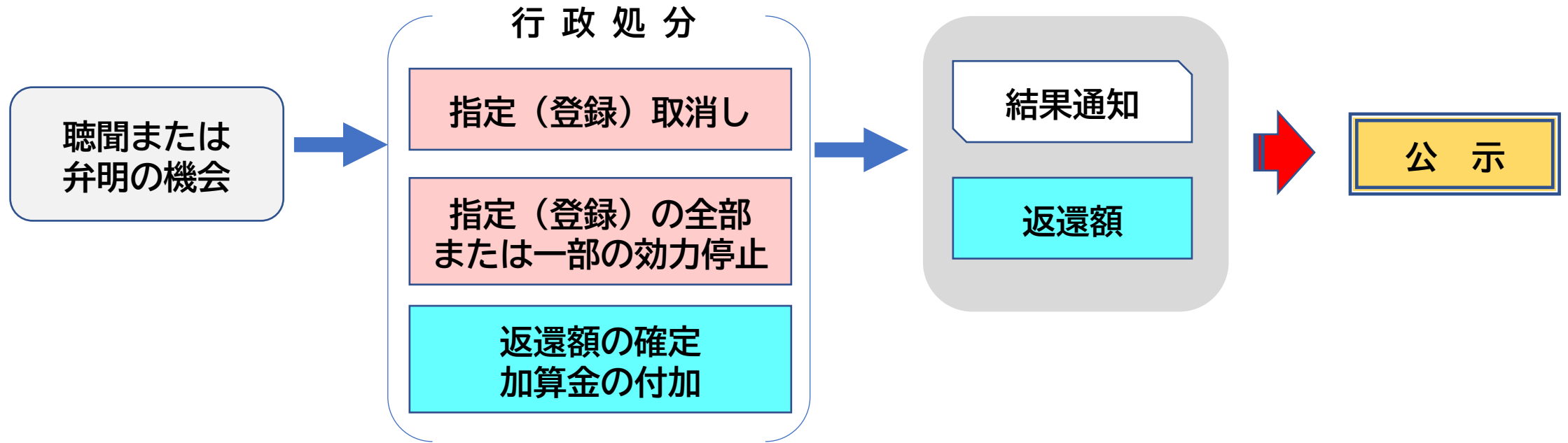
①ただちに指定取消等には至らないが、改善が必要と認められる場合



相当期間を経た後も改善されない場合は、指定取消等行政処分の対象（②へ）

指導及び監査について

■監査 ②指定取消等の事由に該当する場合



取消処分により欠格事由該当者となる者
①法人の役員
②その事業所を管理する者（管理者等）

指導及び監査について

■運営指導の実施方法（令和8年度 大仙市）

①対象事業所への通知（大仙市→事業者）

- ・運営指導の概ね1か月前までに通知
- ・「事前調書」の様式データを送付

②事前提出資料の提出（事業者→大仙市）

- ・運営指導の2週間前までに提出

《提出書類》

事前調書、運営規程、重要事項説明書（様式）、利用契約書（様式） 等

③運営指導の実施（大仙市→事業者）

- ・帳簿の確認や聞き取りにより実施

指導及び監査について

■運営指導における指導内容

（「厚生労働省 令和8年6月8日 障発0608第1号 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」より）

①自立支援給付対象サービス等の実施状況指導

- ・ 個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

②最低基準等運営体制指導

- ・ 基準等に規定する運営体制に関する指導

③報酬請求指導

- ・ 自立支援給付に係る費用の請求の適性実施に関する指導

※ ①及び②については原則として、標準的な確認すべき項目及び文書として国から示されている「確認項目及び確認文書」に基づき実施。